

手話を使いやすく、手話に親しみやすい環境を

ろう者（聴覚に障害がある方で、手話を言語として生活を営む方）は、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使用できる環境が不十分なことなどから、多くの不便や不安を感じながら生活されてきました。

こうした中、関係法律等において、手話が言語として位置づけられましたが、手話やろう者に対する理解や環境整備が十分とはいえない状況です。

そこで、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解を深め、広く普及するとともに、手話を使用しやすい環境を整え、ろう者が支障なく生活を営むことができ、ろう者とろう者以外の者が共に生きる地域社会の実現を目指し、2月定例会において、第24号議案「長崎市手話言語条例」が提案され、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

提供や円滑な意思疎通ができる環境の整備、手話通訳者の養成・派遣などの施策を推進します。

また、学校において手話に親しむための取り組みを通じた理解の促進、医療機関における手話通訳者派遣制度の周知等による手話の普及、災害時等におけるろう者に対する情報の取得や意思疎通の支援を行います。

市民と事業者は、長崎市の施策へ協力するとともに、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備や利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備に努めることとしています。

さらに、旅行者への対応として、長崎市と市民、事業者は、おもてなしの心で、手話が必要な旅行者が安心して滞在できるように努めます。

○長崎市の事業・取り組み

広報紙やホームページ、リーフレット、ポスター、週刊あじさい等での周知・啓発や、健診時等での聴覚障害児の保護者への情報提供、ろう者が手話を使用することや手話通訳者が通訳等で職場を離れることに対し、事業者等が配慮できるようにするための周知・啓発などを行います。

また、小中学校等への啓発リーフレットの配布、中学校へのろう者と手話通訳者の派遣、公民館等での手話講座や手話通訳者養成講座の実施、事業所等への手話通訳者派遣事業の周知などを行います。

○条例の概要
条例では、ろう者が手話により意思疎通を図る権利の尊重と、ろう者とうる者以外の者における人格及び個性の相互尊重を基本理念とし、手話関係団体からのご意見を踏まえて、長崎市と市民、事業者の役割等を定めています。長崎市は、手話の理解や普及・啓発、手話により情報を取得する機会の

中距離核戦力（INF）全廃条約破棄に対し決議を可決・送付

2019年2月1日に米国がロシアに対し中距離核戦力（INF）全廃条約の破棄を通告したことに端を発する両国の動きは、国際的な軍縮・核不拡散体制に対する重大な脅威であり、核兵器禁止条約に込められた被爆者を初めとする世界の人々の積年の思いを考えると到底容認することはできません。

長崎市議会では、3月4日の本会議において、被爆地の市議会として、国に対し、国連や関係各国が連携して米国とロシアが、これからも核軍縮・核廃絶に向けての役割を果たすことを要請するよう強く要望する「中距離核戦力（INF）全廃条約破棄に対する日本政府の対応を求める意見書」と、米国とロシアに対しては、世界の安定と平和のために、果たすべき責任と役割の大きさを自覚し、双方の国が理性に基づく対話と努力を粘り強く積み重ね、核軍縮・核廃絶に向けて、リーダーとしての役割を果たすよう強く求める「中距離核戦力（INF）全廃条約破棄に対する決議」を全会一致で可決しました。

意見書については、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び国会に提出し、決議については、駐日米国大使及び駐日ロシア連邦特命全権大使に送付しました。
※意見書及び決議文については、長崎市議会ホームページでご覧になれます。

2月定例会の概要

平成31年2月定例会を次のとおり開催しました。

2月21日	本会議（委員長報告（各特別委員会）、市長の施政方針説明、議案上程（委員会付託）
2月26日	本会議（市政一般質問）
2月27日	本会議（市政一般質問）
2月28日	本会議（市政一般質問）
3月4日	本会議（市政一般質問）、議員提出議案上程、追加議案上程（委員会付託）
3月5日	常任委員会
3月6日	本会議（委員長報告、追加議案上程（委員会付託））
3月7日	常任委員会
3月8日	常任委員会
3月11日	本会議（追加議案上程（委員会付託））
3月12日	常任委員会
3月13日	常任委員会
3月15日	本会議（委員長報告等）

●議決結果（詳細はP10～12）

市長提出議案 可決66件、人事案件 同意1件、専決処分報告4件
議員提出議案 可決2件